

令和5年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(6) 地下水汚染対策の推進

① 地下水調査による汚染状況の把握

(1) 事業目的

公共用水域及び地下水の水質の常時監視は、水質汚濁防止法第15条に基づく 都道府県知事の責務であり、水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的としています。

(2) 取組状況

令和4年度は、8市町9地点で概況調査を行ったところ、1地点で「ふっ素」が地下水環境基準値を超えて検出されました。環境基準を超えた地点の周辺状況を把握するため、追加調査を周辺1地点で行ったところ、環境基準値の超過はありませんでした。学識経験者からの意見聴取結果並びに周辺に原因となる事業場が無いことから、自然的原因によるものと考えられ、井戸所有者および周辺住民に対して、飲用に関する注意喚起を行いました。

(3) 参考情報

島根県HP（公共用水域・地下水水質調査）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/chousa/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379